

現在の警戒宣言時の対応一覧

|         | 強化地域内において共通してとられる対応   |  | 強化計画や応急計画等で具体的に示されている対応の例   |
|---------|---|--|---|
|         | 地震防災基本計画に示されている対応   | 各省庁の通知等により示されている対応   |   |
| 避難      | <ul style="list-style-type: none"> <li>避難指示等の対象となるべきがけ地崩壊危険地域等の範囲（避難対象地区）を明示。</li> <li>指定された避難地に速やかに避難。</li> </ul>      | 大規模地震対策特別措置法に基づく水道事業等に係る地震防災応急対策計画について <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急貯水を実施</li> </ul>   | 避難対象者があらかじめ指定されている避難地へ避難  |
| ライフライン  | <ul style="list-style-type: none"> <li>飲料水：供給継続</li> <li>電気：供給継続</li> </ul>   |  | 飲料水：供給継続<br>電気：供給継続（発電用燃料の受入中断）<br>ガス：使用に支障をきさない範囲で減圧措置   |
| 電話      | <ul style="list-style-type: none"> <li>利用制限等の措置等、通信確保措置の内容を明示すること。</li> </ul>   | 日本電信電話株式会社防災業務計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>通信の利用制限等の措置</li> <li>地震防災広報</li> <li>災害時における災害対策用資機材の整備</li> </ul>   | 一般の利用を制御、利用者に対して協力要請<br>防災機関等の重要回線を確保するため、移動電源車等を確保   |
| J R、私鉄  | <ul style="list-style-type: none"> <li>強化地域内への進入を制限</li> <li>強化地域内は最寄りの安全な駅に停車</li> </ul>                               | 大規模地震対策特別措置法に基づく鉄道事業者等の地震防災応急対策計画作成に対する指導について <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として最寄りの安全な駅その他の場所に停止させる</li> </ul>  | 強化地域内の在来線、新幹線ともに最寄りの安全な駅に停車<br>強化地域の周辺地域では、在来線で一部徐行運転   |
| バス、タクシー | <ul style="list-style-type: none"> <li>運行上の措置を明示すること</li> </ul>   | 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災応急対策計画について（別添：作成モデル、バス） <ul style="list-style-type: none"> <li>運行中止</li> </ul>   | 強化地域内での運行を中止  |
| 船舶      | <ul style="list-style-type: none"> <li>運航上の措置を明示すること</li> </ul>   |  | 津波の影響がある強化地域周辺海域で運行を中止  |
| 一般道路    | <ul style="list-style-type: none"> <li>強化地域内での車の走行は極力抑制</li> <li>強化地域内への流入を極力制限</li> <li>強化地域外への流出は原則として制限なし</li> </ul> |  | 強化地域内への流入を極力制限<br>強化地域外への流出は原則として制限なし<br>強化地域内の主要道路では走行を極力抑制<br>強化地域内の避難路及び緊急輸送路では走行を禁止又は制限<br>強化地域周辺でも状況に応じて交通規制実施 |
| 高速道路    | <ul style="list-style-type: none"> <li>強化地域内への流入を制限</li> <li>強化地域内のインターチェンジからの流入を制限</li> </ul>                          |  | 強化地域内への流入を極力制限<br>強化地域外への流出は原則として制限なし<br>強化地域内のインターチェンジからの流入を制限<br>強化地域周辺でも状況に応じて交通規制を実施                            |
| 金融機関    | <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急機関がとるべき措置について指導方針等を明示すること。</li> <li>キャッシュサービス等の営業継続。</li> </ul>                | 郵政事業庁防災業務計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>業務停止。郵便貯金自動支払機等にあつては、機器の管理が可能な場合に限り、取扱を行うものとする。</li> </ul> 金融庁事務ガイドライン <ul style="list-style-type: none"> <li>業務停止。現金自動預払機等において払い戻しを継続</li> </ul>   | オンライン稼働を除いて、営業を停止   |
| 百貨店     | <ul style="list-style-type: none"> <li>安全確保の措置等を具体的に明示すること</li> </ul>   |  | 営業を停止し、買い物客を外に誘導  |
| 病院      | <ul style="list-style-type: none"> <li>安全確保の措置等を具体的に明示すること</li> </ul>   | 医療機関における地震防災応急計画の作成について <ul style="list-style-type: none"> <li>外来、入院患者に対する診療体制等の措置について定めておくこと。</li> <li>発災後地域の負傷者の受入、治療を実施するために必要な人員等の整備について定めておくこと</li> </ul> （別添：作成例） <ul style="list-style-type: none"> <li>外来患者の診療は救急患者を除き中止する。</li> <li>退院可能者及び帰宅希望者は、主治医の判断で帰宅。</li> </ul> | 外来診療を中止<br>入院患者について、保護者の引き取りがある場合にはこれに対応し、保護者の引き取りがない場合には、近くの安全な場所に誘導   |
| 劇場      | <ul style="list-style-type: none"> <li>安全確保の措置等を具体的に明示すること</li> </ul>   |  | 営業を停止し、客を外に誘導   |
| 学校、幼稚園  | <ul style="list-style-type: none"> <li>保護の方法を具体的に明示すること</li> </ul>  | 文部科学省防災業務計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>あらかじめ保護者の意見を聞いた上で、実態に即して具体的に定める。</li> </ul>   | 状況に応じて保護者に引き渡し<br>保護者の引き取りがない場合には、安全な場所に避難誘導  |